

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー新座野火止店

埼玉県新座市野火止一丁目千百番四十八外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通問題

ア 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、交通安全に万全を期してください。登下校時における工事関係車両の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための車両誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

イ 当該店舗営業開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき車両、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。

ウ 新座市の基準では、延床面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。また、延床面積十平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。計画台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施行願います。また、各駐車場駐車スペースが確認できるように路面上に標示してください。

エ 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。また、スクールゾーンの規制時間帯における車両の通行が生じな

いよう万全を期してください。

- オ 市道第百十一号線（こもれび通り）について、市道第五号線（水道道路）と同様、空地を設けるなど、出入りする自転車等への安全対策を十分に図つてください。また、車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。さらに、車両の出入りに伴う出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。
- カ 交通規制標識等の移設が生じる場合は、新座警察署交通課交通規制係と協議を行つてください。
- キ 交通事故・交通渋滞が生じないようにしてください。
- ク 従前の意見書を踏まえ交通安全上必要となる対策を行つてください。

(2)

#### 騒音問題

- ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出してください。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出してください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されます。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるよう施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

- エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい

場所に設置してください。

(3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があつた場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(4) まちづくりへの協力

新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成十九年九月二十八日条例第二十七号）第4条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

二 縦覧期間

令和五年四月七日から令和五年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南西部地域振興センター